

令和元年9月26日

東久留米市長 並 木 克 巳

令和2年度予算編成について

内閣府「月例経済報告（令和元年8月）」の基調判断は、「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」としながら、「通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と指摘している。

総務省の労働力調査7月分速報では、完全失業率は2.2%という低い水準を維持している。就業者数は前年同月比で71万人増加し、就業率は6割に達している。就業者数の増には、引き続き65歳以上と64歳以下女性の就業者の増加が寄与している。

東京都の毎月勤労統計調査によれば、東京都の平成30年の現金給与総額は前年比0.4%増の413,275円となった。

6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、今後の経済財政運営の中で、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、国経済が目指すべき最重要目標であるとし、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組む、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の国・地方を合わせたPB（プライマリーバランス）黒字化などの財政健全化目標の達成を目指すとしている。

また、グローバルな環境変化を強く意識し、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society 5.0」実現を加速する取り組みを進めるとしている。

新経済・財政再生計画においては、2022年以降の社会保障関係費の急増に備え、2019～2021年度を基盤強化期間と位置づけ、社会保障関係費については、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す。また、地方の歳出水準については、「国の一般歳出の取組みと基調を合わせつつ一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としている。

今年度へ向けた税制改正では、消費増税の施行時期に合わせ、法人住民税の地方交付税原資化が拡大され、地方法人課税における新たな偏在是正措置も講じられることになっている。

こうした国における税財政の政策・動態は本市の財政状況に大きく影響し、平成30年度決算状況を見ると、地方消費税の清算基準の見直しの影響で、地方交付税により一定の対応がされるものの地方消費税交付金が前年度から約3億3千万円減少し、税連動交付金の中の配当割交付金や株式等譲渡所得割も減少となっている。歳出では児童福祉費の政策的な拡大や社会保障関係費の増加等により、経常的経費は増加し、経常収支比率は94.5%と前年度から1.3%の上昇となり、財政構造の弾力性は硬直傾向となった。平成30年度の当初予算は、経常的経費が伸び、それに見合う一般財源を見込めない中で、普通建設事業債を新たな規律のもとで活用しながらも、14億円を超える財政調整基金の投入を見込まざるを得ない編成であった。また、決算においても執行における歳出抑制及び歳入確保の努力を続けたものの、9年ぶりに財政調整基金を繰入れる結果となった。

令和2年度は、改元後初の当初予算編成となり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が行われ、また、市制施行50周年という大きな節目を迎える。さらには、第5次長期総合計画を定めていく年次ともなり、次の10年の市の方向性を強く意識しながら予算編成をしていくことが求められる。

健全な財政運営のもと、市民一人ひとりが、文化やスポーツに親しみ、快適な環境の中で生きいきと暮らすことができる活力ある東久留米市へとさらに前進していくため、次の四つの施策を重点施策として予算を編成していくこととする。

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 生活の快適性を支えるまちづくり
- (3) 子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
- (4) 生涯学習の推進

市民が夢と希望を持って暮らし続けていくために、地域の活性化を図り、まちの魅力を高めていく取り組みを推進するとともに、健全な財政運営と持続的成長の好循環を図っていくことは特に重要である。2年度の地方税収が大きく減少するリスクは現在の経済情勢からは低いと考えられるが、消費税改定にあわせた幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費や高齢化による社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化対策費としての普通建設事業費の増加が引き続き見込まれる。普通建設事業債や公共施設等整備基金等を活用したとしても、財政調整基金は昨年度予算の水準を保つことは適わない状況である。

職員一人ひとりがこの令和2年度予算編成の厳しさをよく認識して、英知を結集するとともに、各所管においては、見直しを必要とする事業がないか、必要な財源の捻出を厳しく検討し、次の基本方針に沿って予算見積書を作成すること。

基本方針

1 歳入の見積りについて

- ① 市税収入は本市の予算編成上、極めて重要な位置を占めている。その見積りに当たっては、経済情勢を的確に把握分析し、税制改正の動向等を十分勘案した上で、更に精度を向上させた年間収入見込額を見積ること。
- ② 地方交付税や税連動交付金等については、地方財政計画、東京都の見積りや関連法令の改正動向を十分勘案し適切に見積ること。
- ③ 国、東京都の予算編成及び制度改正等の動向を十分注視し、交付金や補助金等の変動・新設に対する迅速な対応を図るとともに、補助の対象となり得る事業の再確認を行い、獲得に努めること。また、新たな補助制度の把握と積極的な活用を図るほか、あらゆる特定財源の確保に努めること。
- ④ 普通建設事業における地方債の活用にあたっては、「実行プラン」で示した上限を踏まえ、後年度負担に留意して可能な限り抑制を図ること。
- ⑤ 税、負担金、使用料については、従来からの方針通りに現年分の滞納繰越を抑制するとともに、児童福祉費負担金等で滞納繰越分の債権処理を納税課で実施したことによる成果を踏まえ、更に一元的な徴収に努めること。

2 歳出抑制に向けて

- ① 改訂後の「実行プラン」に示した事項は、年次スケジュールに従い確実に反映させること。事業実施に伴う必要経費は、特定財源の確保及び実施体制と実施手法のさらなる精査を行い、一般財源を抑制すること。
- ② 制度改正によらない義務的な扶助費の要求については、社会保障関係費が他の経費を圧迫している現状を再認識し、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを基本とする。また、国の「新経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）の社会保障分野に位置づけられている事業では、その検討状況を注視し、影響額を可能な限り見積ること。
- ③ 第四次長期総合計画・後期基本計画に位置づけられており、予算編成における重点施策に係る政策的な経費についても、事業内容を改めて検証し、後年度負担も精査して要求すること。それ以外の市の裁量度の高い事業や市単独の事業は、事務事業評価で令和2年度も継続することとした場合でも、ゼロベースの視点から経費を見積もること。また、新規事業及び拡大事業について予算要求する場合は、その一般財源分の負担額を、部内の同一施策の事業の見直し等により確保するよう努めること。
- ④ 補助金については、期限を定めないものは原則として新設しないこと。既存補助金については、時代状況の変化を踏まえ、共通業務運用指針の見直し基準に沿って

検討の上、要求すること。また行政補完的補助金については、委託化の可能性についても検討すること。

- ⑤ 人件費については、「実行プラン」に掲げた「定員管理の適正化」の方針に沿って抑制に努めること。時間外勤務手当の要求についても、事務執行体制の工夫やワークライフバランスの観点からも十分な検討を加え、前年度を下回る時間数での要求を原則とすること。
- ⑥ 令和2年度からの会計年度任用職員の活用にあたっては、任用制度の改正内容を踏まえ、所管内の応援態勢、事務内容等の更なる精査を行った上で、必要となる人員数及び雇用期間のみの要求とすること。

3 普通建設事業の要求について

- ① 公共施設等総合管理計画及び施設整備プログラムに沿って要求すること。やむを得ず、優先順位を変更する場合は関係所管と調整し、また施設整備の内容等についても十分精査した上で要求すること。
- ② 都市計画施設の建設においては、新設に限らず既設のものの改修においても、都市計画事業認可を受けられないかを検討し、都市計画事業基金の処分も含め、可能な限り都市計画税の充当を図ること。

4 市制施行50周年記念関連事業の要求について

- ① 記念事業等については、事業の主旨及び効果を十分考慮した上で、企画調整課と調整が図られたもののみ要求すること。
- ② 事業経費の見積もりに当たっては、前述の「1 歳入の見積もりについて」及び「2 歳出抑制に向けて」の内容を十分に踏まえるとともに、創意工夫を凝らすこと。

5 基金の活用等について

- ① 財政調整基金は、災害発生時や年度中の資金繰りに備え一定額の積立が必要であることを考慮し、「実行プラン」で示された水準を維持するため、投入を極力抑制すること。
- ② 特定目的基金は、処分規定に沿って適切に活用すること。

6 外部評価等の反映について

学識者及び公募市民等の視点から実施した外部評価の結果及び施策評価・事務事業評価結果の方向性を踏まえ、必要に応じて予算反映すること。

7 特別会計の運営について

各特別会計の予算編成については、一般会計に準じて適切に見積ること。特に医療・介護に係る3特別会計については、国の改革工程表に関連する事業では、その検討状況を注視し、抑制額を可能な限り見積り繰入金の要求を行うこと。

また、国民健康保険特別会計においては、広域化の成果の検証を進める中で、法定外の繰入れについては、独立採算の原則を踏まえ、可能な限り抑制すること。